

令和7年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和8年3月19日（木）

10時00分～12時00分

場所 市役所5階 第2会議室

出席者 牧瀬 稔会長

中野 良一副会長 石田 晴美委員

酒井 一豊委員 森田 房江委員

事務局 市民協働課 栗原課長

市民協働課 小野田係長、北村主事補

【市民協働課・小野田係長】定刻になりましたので、ただいまから逗子市市民参加制度審査会を開催いたします。

初めに、市民協働課長より皆様にご挨拶を申し上げます。

【市民協働課・栗原課長】皆様こんにちは。市民協働課長、栗原でございます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますが、本日ご評価いただく案件につきましては、審査案件が10件、評価案件が2件となっております。市民参加が適正に行われているかどうか、委員の皆様にご確認をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

また、なお、このメンバーでの審査会は、今年度をもって2年を経過することとなります。委員の皆様の任期については2年となっておりますが、再任は可能という形となっております。事務局といたしましては、来年度につきましてもこちらのメンバーで行っていききたいというふうに考えておるところでございますが、皆様のご都合などもあろうかと思っておりますので、今後、個別にご相談等させていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、前回お話がありましたパブリックコメントのアワードにつきまして、こちらのほうで確認をさせていただきましたところ、実際の審査の仕方などの基準を作成をすることで実施は可能というふうに考えておるところでございます。具体につきましては、次回の会議で皆様にお示しをさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【市民協働課・小野田係長】それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。牧瀬会長、お願いします。

【牧瀬 稔会長】皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。進めていきたいと思えます。

アワードはあれですね、いいものについては評価していきましょうということは前回出ましたので、それは特に基本的には問題ないということですので、次回以降、要綱等を作ってというか、何でしたっけ……

【市民協働課・栗原課長】内規を……

【牧瀬 稔会長】内規を作っていて進めていくということですね、やっていきたいと思えます。そのときは誰もいないかもしれませんが、一応次回以降スケジュール事項でよろしく願います。

じゃ、中身に入っていきたいと思えます。議事ですね、1から3まであります。

まず、資料の確認をお願いします。事務局のほうから資料の確認をお願いいたします。

【市民協働課・小野田係長】それでは、お手元に配付した資料の確認をいたします。

まず、大きめのファイルに1ページ目に次第、そして2ページ目に本日のスケジュール、そして3ページ目以降、1から12番までの本日の審査案件、評価案件が入っております。

もう一つ、お手元のほうに審査評価一覧表、1枚ペラのものですね、そしてもう一つ、審査評価表、これは皆さんに本日書いていただきまして、こちらに提出していただくものになります。

配付漏れ等ございませんでしょうか。ありがとうございます。

【牧瀬 稔会長】では、私のほうで進めていきたいと思えます。

ちょっと確認なんですけれども、次第で1、2、3とありまして、この2がナンバー11ということですかね。

【市民協働課・小野田係長】さようでございます。

【牧瀬 稔会長】3がナンバー12ということですね。なので、1から10までが次第の1ということですね。

【市民協働課・小野田係長】さようです。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございます。では、進めていきたいと思えます。

じゃ、最初、総務課さんのほうから説明と、その後、質疑応答に入っていきたいと思えます。

じゃ、準備のほうよろしくお願いいたします。全体で5分ということですので、2分程度で短め

に要点だけ話していただいて、その後に質疑応答に入っていきたいと思います。

【総務課・西海課長】おはようございます。着座のまま失礼いたします。私、総務課長の西海と副主幹の山本でございます。本日、総務課では2件の対象事項がございます。審査のほどよろしく願いいたします。

それでは、まず1件目になりますが、逗子市公共施設整備計画（第2期実施計画）の策定に当たり、市民参加の実施方法等についてご説明をいたします。

最初に、市民参加の方法としては、パブリックコメントの実施と懇話会の開催といたしました。

まず、パブリックコメントにつきましては、チェックしている全ての施設が当整備計画の対象となりますので、パブコメ案を配置していくとともに、福祉会館や保健センターも整備計画の対象となりますことから、パブリックコメント案を設置し、閲覧場所の確保に努めるようにいたします。

次に、懇話会につきましては、2回ほど対面形式で開催し、意見をお聞きしたいと考えております。これは、4年前にいただきました、この次に審査対象事項となっております行革の基本方針、こちらに対する市民参加制度審査会の答申の中で、安易に書面開催とすることなく、オンラインでの開催を検討すべきであるとのご意見をいただいておりますので、それ以後は、都合で例えば遠隔地にいるメンバーについても参加が可能である場合には、一部オンラインのハイブリッド形式で実施してまいりました。今回もできる限り欠席者が少なくなるようにこの方法で実施していきたいと考えております。

説明は以上です。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご質問、あるいはご意見がありましたらいただきたいと思います。どうでしょうか。

お願いします。

【石田 晴美委員】ご説明ありがとうございました。

調査書1の附票のところで、懇話会等のところ、今回からですかね、女性の数を特出ししていただくようになって、とても分かりやすくありがとうございます。

それで、ちょっとこれは事務局に伺いたいんですけども、逗子市の女性の割合の目標値というのは何%ぐらいですか。

【市民協働課・栗原課長】40%です。

【石田 晴美委員】40%ということですので、今は20%ということですから、次回以降、なるべく40%になるように、大変だとは思いますが、工夫等いただければと思います。

私、総務省の会議にも入っているんですけども、総務省はもう50%ですので、どんなことがあっても50%まで必達になっていますので、ぜひ市の目標が40%、女性のということでしたら40%、または女性だけでなく多様性の確保という観点から、ほかのいろいろな方もぜひ入れていただきたいというふうに思います。

それと、今回は公共施設の整備計画ということで、最初にご説明があったように、いろいろな公共施設にも閲覧の場所を設けるご予定ということですので、ただそこにあるだけだと人目は引きませんので、ぜひ人目を引くように、皆さんが変えていくんですよという何か目立つようなポップみたいなものを掲示して、たくさんの方のパブリックコメントをいただけると、アワードもあるようですので、工夫いただいて、なかなかパブリックコメントって集まらないんですよ。それがこんなに工夫したら、こんなに集まったということは、非常に横展開にも資すると思いますので、ぜひ工夫していただけたらと思います。

以上です。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

それでは、お願いします。

【中野 良一副会長】加えまして、たくさんパブリックコメントを入手してもらいたいという意味で、全てのテーマにそうなんですけれども、テーマが壮大というか、公共施設整備計画ということに対して一市民で何かを申し上げることが、トイレをきれいにしてほしいとか、何かそういうこと、レベルが違ような気がして申し上げにくいような感じがするので、こんな意見でも大丈夫ですよとか、そういうような雰囲気の募集をしてもらえればよりいいかなと思いました。

以上です。

【総務課・西海課長】ぜひ施設を使っている方がもちろんちょうど見ていただけるので、使っている方の何かご意見というんでしょうか、そういうのをぜひいただきたいと考えております。

【石田 晴美委員】かぶせますけれども、パブリックコメントですから、もう既に案ができて、それについてということですから、この分厚いものを読んでくださいというんじゃなくて、これになったらこういうところが変わる予定だよというのを、もうすごい大きな紙に書くぐらいの形にしないと、こんなの持っていけないですよ、この冊子を、この小さな字を読まないと

思いますので、これによってこういうところが変わる予定です、皆さんのご意見をと。

あと、先ほど副会長がおっしゃったように、それに加えて、日頃お使いになっっていて、ちょっと困り事とか改善要望とかもあつたらくださいねというような形にさせていただけると、ぜひアワードを取りましょう。

以上です。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

こちらよろしいですか。市民参加の手続はされていますので、じゃ、今のコメントを幾つか反映させていただいて、次回以降やっていただければと思います。あと生成A Iを活用すれば多分やってくれると思いますので、こういうところなら関わるんでしょうとか、何か指示すればやってくれると思いますので、うまく市民に分かるように作ってもらえればと思います。

じゃ、続いて2番目ですね、行財政改革基本方針について、説明のほうをよろしく願います。

【総務課・西海課長】それでは、続きまして2件目になります。逗子市行財政改革基本方針の策定に当たり、市民参加の実施方法等についてご説明いたします。

最初に、市民参加の方法としましては、パブリックコメントの実施と懇話会の開催といたしました。

まず、パブリックコメントにつきましては、やはり少しでも多くの方の目に触れるように、また内容も多岐にわたりますことから、福祉会館や保健センターにも設置し、閲覧場所の確保に努めるようにいたします。

次に、懇話会につきましては、こちらも先ほどの公共施設整備計画と同じ懇話会におきまして2回ほどハイブリッド形式で開催し、意見をお聞きしたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。どうでしょうか。

よろしいですか。無理に出す必要はないと考えますので、なければいいかなと。

では、こちらは適当ということで進めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

【総務課・西海課長】ありがとうございました。

【牧瀬 稔会長】じゃ、続きまして、経済観光課さんのほうから説明をいただきたいと思います。

【経済観光課・黒羽課長】経済観光課の課長をしております黒羽と申します。よろしくお願いいたします。

今回、経済観光課のほうからご審査お願いしようと思っているものにつきましては、(仮称)渚マリーナの設置管理条例の制定という形になっております。

こちらのほうにつきましては、渚マリーナを令和10年4月から開始するのに当たりまして、地方自治法の244条、法律で決まっているような形で渚マリーナを施設設置、運用するに当たりまして、施設管理条例を制定しなければならないという形になっております。その制定をするのに当たりまして、案を作成した後、市民参加手続を取らせていただいて、説明会とパブリックコメントを開催させていただき予定としておりまして、市民の意見をそれに反映させていきたいというふうに考えております。

【牧瀬 稔会長】以上で……

【経済観光課・黒羽課長】はい。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございます。

では、こちらにつきまして、ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。
お願いします。

【石田 晴美委員】説明会ですが、もう日にちが決まっていて、9月12日ということなんですが、時間帯も決まっているんですか。

【経済観光課・黒羽課長】時間帯のほうは、まだこの9月12日というのは仮で察知している形なので、これからという形になってくるとは思いますが、一応日程としてはそこを押さえているという形です。

【石田晴美委員】一応、予定としては、このプレジャーボート所有者の方にはたくさん来てほしいということですか。あるいは、この渚マリーナの近隣の市民の方に来てほしい……

【経済観光課・黒羽課長】両方ですね。

【石田 晴美委員】両方。

結構、この渚マリーナ設置管理条例というのをすると、近隣にお住まいの方にも影響ある感じですか。

【経済観光課・黒羽課長】そうですね。もともと今渚マリーナというのが、県が不法係留船の係留対策としてやっているところなんですけれども、それが令和10年3月で終わらせるという

形になったので、それを一般マリーナ用として使わせていただきたいということで市のほうが取得するという形になっております。

これについて、第1回の審査会とかでもお話しさせていただいたんですけども、利活用方式をやるに当たってパブリックコメントとか説明会をさせていただいたところ、もちろんボートの利用者さんの人たちもあるんですが、周辺の住民の人たちもかなり関心があるというような形で来られたというところがあります。ですので、両方のご意見をいただけるような形にしたいなというふうに考えております。

【石田 晴美委員】分かりました。

周辺の住民の方の関心が高いのであれば、市役所に来るのは大変じゃないんですか。

【経済観光課・黒羽課長】いや、それほどでもないと思います。

【石田 晴美委員】それほどでもない。

【経済観光課・黒羽課長】歩いて、本当に5分、10分というところですので……

【石田晴 美委員】そうですか。でしたら大丈夫ですね。

分かりました、承知しました。ありがとうございます。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

こちらよろしいですか。

じゃ、手続はできていますので、じゃ、適当ということで進めてもらえればなと思います。どうもお疲れさまでした。

【経済観光課・黒羽課長】ありがとうございました。

【牧瀬 稔会長】では、続きまして、社会福祉課さんのほうから説明をいただければと思います。

【社会福祉課・堀田担当課長】おはようございます。社会福祉課、堀田と申します。係長の杉崎です、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画の改訂に向けて、市民参加の対象事項となるものと思われますので、その旨のご説明をさせていただきます。

こちら、既に令和5年度から8年間の予定でもう既に改訂した計画でございますけれども、これまでの社会情勢の変化ですとか法制度の改正等が必要ということで、同時期に策定しました地域福祉計画で制定しました地域福祉に関する理念、これを具体化するための計画が地域福祉推進計画・地域福祉活動計画になります。

こちらなんですが、先ほど申し上げましたように、社会情勢の変化ですとか法制度の改正が

行われることによりまして改訂の必要があると思われるために今回改訂をさせていただきたいということで、そこに市民の方のご意見も頂戴するという事で報告をさせていただきました。

こちら、以前の改訂の時期がちょうどコロナの時期だったものですから、特に地域の市民活動ですとか、そういったものが非常に停滞していたというか、あまり活動ができなかった時期につくったということもありまして、非常に低調な内容になっていたということもありますが、今、大分活動も活発化してきたということもありますので、そういった事例を多く入れながら、地域福祉の推進に市民の方がどのように参画していただくか、そういったことを考えていきたいと思っております。

あと、一番大きな改訂としましては、今、特に独り暮らしの高齢者等に係る権利擁護ですとか意思決定支援が、今度法改正が行われる予定というふうに聞いております。それに向けた支援をこの計画の中できちんとうたっていきたいということで上げさせていただいております。

概要はこのような形でございます。よろしくお願いいたします。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。

では、お願いします。

【石田 晴美委員】すみません。懇話会なんですけど、こちら拝見すると、全体の人数18人ということになっていますが、つけていただいているのを見ると、2ページ後ですか、20人のようなんですけれども。

【牧瀬 稔会長】ちなみに、そこには上には19名って書いてあるんですけども。

【石田 晴美委員】19名プラス、アドバイザーの方も入れているので……

【社会福祉課・堀田担当課長】大変失礼しました。名簿が正しいです、19名の方という……

【石田 晴美委員】19名じゃなくて、19足す1で20名ですね。

【社会福祉課・堀田担当課長】20名ということで、申し訳ございません。

【石田 晴美委員】では、直していただけたらと思います。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

お願いします。

【中野 良一副会長】伺っていて、地域福祉という言葉の概念がいまいちどこまで、福祉ってすごく広い概念だと思うんですけども、その次に出てこられる高齢者介護、介護課というのもまた計画をつくっていらっしゃって、今の説明の中で独り暮らしの云々かんぬん、権利擁護云々かんぬんがあって、どこまでをこれが含んでいらっしゃって、自分が意見を述べるとした

らそこに合っているのかどうかというのが分かりにくいので、この地域福祉という言葉の概念がちょっと難しいかなと思うんですが。

【社会福祉課・堀田担当課長】正直申し上げて、私のほうで皆様にご理解いただけるだけ地域福祉をちょっとご説明できる能力がないので大変恐縮なんですけど、福祉というのがふだんの暮らしの幸せと言われておりますが、いわゆる日常生活における様々な困り事ですとか、そういったものを解決することを目的としております。

この地域福祉推進計画・地域福祉活動計画なんですけど、後ほどご説明あるかと思うんですが、逗子市高齢者保健福祉計画ですとか、あとほかにも逗子市障害者福祉計画ですとか逗子市子ども・子育て支援事業計画ですとか、そういったものの横串を刺すということを目的としてつくらせていただいております。これ、様々な計画で対象としている、例えば障害のある方ですとか高齢者の方ですとか子どもの方ですとか、そういった中で、ただ、そこに当てはまらない、そのはざまにあるような方への支援をするという地域共生社会というものを本市目指しております、そういった計画で抜け落ちがないようにということで、属性を問わない包括的な相談支援、こういったものを私どものこの計画で策定しているということでございますので、個別の相談先がお分かりになれば、そちらのほうに所管にお聞きいただくのも結構ですが、もしお分かりにならないようであれば、私どもと、あと本市では地域包括支援センターというのが3か所ございまして、そちらのほうでそういった属性を問わないご相談ですとかご質問ですとか、そういったものをお受けするという体制になっておりますので、そちらへご質問なり、ご照会をいただければと思います。

【牧瀬 稔会長】よろしいですか。

【中野 良一副会長】ということでして、パブリックコメントでも地域福祉推進計画について意見を求めますではなくて、今おっしゃられた内容、生きやすいとか生活の面でとかいうこと、逗子市の求めるところに関してより、副題じゃないんですけれども、こういうような意見を広く募集しておりますという説明があれば、より募集が増えるんじゃないかなと思いました。

【社会福祉課・堀田担当課長】ありがとうございます。

当市の今回の計画ですね、ちょうど地域共生社会を実現するためにということで始めましたが、でも、大体5年がたって少し社会情勢も変わってまいりましたので、そういったことも皆様からご意見頂戴できるようにしたいと考えております。

【中野 良一副会長】お願いします。

【牧瀬 稔会長】どうでしょうか。

どうぞ。

【森田 房江委員】すみません。

全く初心者なんですけれども、こういう内容ってある程度ずっと継続されていく内容だと思うんですね。それで少しずつ更新されていくと思うんですけれども、今回の場合は、何か新たにこれっていうものが内容的にあるんですか。ちょっと私、そういうとき、なかなかこういう内容をお聞きできないので。

【社会福祉課・堀田担当課長】これまで、特に逗子の地域福祉ですとか福祉で大切にきておりましたのが、やはり市民の方のそれぞれの自己実現ですとか、そういった活動を支援させていただくというのが一義的にありまして、それから、次回改訂にもその内容は全面的に入れていきたいと思っております。

ただ、今新たに考えておりますのが、権利擁護でございます。特に、先ほど申し上げましたように、高齢者の独り暮らしの方に対するいわゆる成年後見等の法定後見ですとか、あとそれだけではなくて、もっと生活をどのように支援をしていけばいいとか、そういったような形を今回かなり注力していきたいと思っております。

プラス、今よく言われておりますのが、孤独・孤立でございますね。私ども孤独・孤立も所管しておりますので、孤独・孤立が決して人ごとではないといえますか、誰にでもあることで、それを防止するためには、一人一人がやはり周りの方に対する関心を持って少しずつ支援ができるような、そういった地域にしていくと、そういったことをぜひこの計画の中でもうたっていきたいと考えております。

【森田 房江委員】その内容は、市民が見るにはどういう、広報とか、そういうところから見るんですか。

【社会福祉課・堀田担当課長】そうですね。この計画の素案等をご説明させていただきますけれども……

【森田 房江委員】それはいいんですけれども、ある程度決まってくると……

【社会福祉課・堀田担当課長】そうですね。何らかの形で皆様にご紹介をさせていただきたいと思っております。

【森田 房江委員】ありがとうございました。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうですか。

【石田 晴美委員】先ほど直していただいた懇話会は20人ですよ。20人っていうと日程調整、とても大変だと思うんですけれども、今回のを拝見すると開催方法は2回対面ということですよ。

が、過去は出席率というのはどんな感じなんですか。

【社会福祉課・堀田担当課長】 ほぼ80%以上の方がご出席いただいております。あくまでこの懇話会のほう、内容を審議はしていただきますけれども、細かい策定作業ですとか、そういったものまではちょっと考えてはおりませんので、そこは事務局のほうで考えたものを懇話会のほうで皆様にお諮りしてご意見をいただくと、そういうような形で考えております。

【石田 晴美委員】 80%ということですので、可能であればハイブリッド形式というのはご検討いただけるとありがたい……

【社会福祉課・堀田担当課長】 実際、アドバイザーの先生なんかはハイブリッドで参加していただくこと……

【石田 晴美委員】 そうすると、ここの表記の仕方が、オンラインのところも潰して黒でしていただければ、もう既にやっていらっしゃるんですね。

では、よろしくお願いします。

【牧瀬 稔会長】 では、そちらもよろしいですか。

では、適当ということで進めていきたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【社会福祉課・堀田担当課長】 ありがとうございます。

【牧瀬 稔会長】 では、続きまして、高齢介護課さんのほうから説明いただいて、その後、質疑応答に入っていきたいと思います。

【高齢介護課・田中課長】 高齢介護課です。よろしくお願いします。

調査書1をご覧ください。市民参加の対象事項の名称は、第10期逗子市高齢者保健福祉計画の策定です。

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的として3年ごとに策定する計画であります。

実施する市民参加の方法ですが、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントを実施し、また高齢者福祉に知見を有する専門家及び公募市民が参加していることから、高齢者保健福祉計画懇話会において市民参加を行い、さらに、利用者や事業者のニーズを調査するためにアンケートを実施します。

パブリックコメントの周知の方法、閲覧場所は、附票で記載のとおりとなっています。パブリックコメントは、令和8年12月中旬から令和9年1月中旬まで実施の予定となっております。懇話会につきましては、公募市民の数は3人、審議会の全体人数は12人、公募市民の割合は20%、また懇話会はアンケートの関係で令和7年度中に2回、計画策定で来年度に6回開催の予定と

なっています。

アンケート調査等につきましては、既に実施済みで現在集計中です。また、スケジュールについては、提出した資料のとおりとなっています。

以上で説明を終わります。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

では、具体につきまして質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

お願いします。

【石田 晴美委員】審査ですよ、今回。もうアンケートは実施済みですよ。実施済みでも、終わった後だけでも審査なんですか。

といいますのは、アンケート、実際に介護を受けられている方中心なので、でもこれからってやっぱり50代とかって関心が高いと思うんですよ、あるいは60代とか。そういう人にもしてほしいなと思ったときに、もうこれは審査なんだけれども、もうアンケートは実施済みですと言われてしまうと、こちらが何かを言ってももう終わってしまったことなので、審査のタイミングとしてはどうなのでしょう。

【牧瀬 稔会長】これは事務局のほうですかね。

【市民協働課・栗原課長】アンケート自体は終わっているのですが、パブリックコメント等は今後行うということでございますので……

【石田 晴美委員】でも、意見を聞くというときのアンケートのときに、もう少し幅広にしてほしかったなという思いが、今の段階だともう反映できないではないですか。

そうすると、今度あれですかね、は3年ごとなので、3年後にはもうちょっと幅広にしてほしいみたいなことを書くしかないということですかね。

【牧瀬 稔会長】事前に伝えてもらいたいということでしょうね。

やるとしては悪くないですけどもね、意見が反映できないということなんで。

どうぞ。

【高齢福祉課・田中課長】私どものやっているアンケートというのは、これ前回のやつなんですけれども、要介護者500人、あとそれを介護している方、あと施設に入所している方は100名、あとサービス事業者の方が約300、ケアマネジャー、介護支援専門員が約300ということでやっておるんですが、そのほかに社会福祉課、先ほどの説明したほうで、要はいわゆる元気な方の調査をやっておりますので、そういうのを複合的に調査はしております。ただ、あくまで介護保険法に基づいて国のほうで利用者のニーズをちゃんと把握しなさいという中で、こう

いうことをやりなさいという例示の中で出ている案件の調査については、先ほど私が申し上げたこのアンケート調査ということになります。

【石田 晴美委員】でも、ここは利用者アンケートでオーケーということで、元気な人にはほかに聞いているから大丈夫ということですか。

【高齢介護課・田中課長】複合的にという……

【石田 晴美委員】分かりました。じゃ、それはそれでよしとしたとしても、もう今回、審査なので、審査の段階でもうアンケート調査が終わっていますというのはいかなるものかなというふうには思います。

ですから、それはもう終わってしまったことなので、今後、事務局のほうでご検討いただきたいということと、備考にも、今後はやる前に審査させてねみたいなの、どうですか。

【高齢介護課・田中課長】事務局に質問なんですけれども、一応条例上の規定としてはパブリックコメントと懇話会ということで、一応その案件は満たしているというふうに私どもとしては考えておまして、あくまで介護保険法に基づく国からの要請に基づいてアンケートをやっているというところで、ということを経済局にご理解いただきたいと。

【市民協働課・栗原課長】そこは検討させていただきますので、申し訳ありません。

【石田 晴美委員】それと、あと懇話会なんですけど、今までもこの15人のメンバーで何回か、この令和7年度もされていると思うんですけれども、出席率というのはかなりいいんですか。

【高齢介護課・田中課長】そうですね、9割以上は……

【石田 晴美委員】9割。ハイブリッドをする必要はないかですけれども。

【高齢介護課・田中課長】特に今、必要性は感じていないと思うんです。

【石田 晴美委員】必要性を感じない。アドバイザーの人たちも皆さん対面でご参加なんですね。

【高齢介護課・田中課長】はい。

【石田 晴美委員】そうですね。分かりました。

効率の観点から、やっぱりハイブリッドのほうが、オンラインだと参加しやすいなという気がしますけれども、対面は対面でいいところがあり、9割以上の方が参加で、ご担当課もそれほど必要ないということでしたら結構です。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

じゃ、質問よろしいですか。

これ適当なんですけれども、これ全体の操作で話をしようと思ったんですけれども、あくま

でも審査要件は最低限を満たしているわけであって、プラスアルファは全然構いませんので、最近皆さん、最低限を目指せばいいやという感じになっちゃっていますので、そうではなくて、やっぱりプラスアルファをやっていかないと市民参加で市民の意見は把握できませんから、そこは、これは全体に言っているんですけども、注意してもらえればと思います。

じゃ、こちらは適当ということで進めていきたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【高齢介護課・田中課長】ありがとうございました。

【牧瀬 稔会長】じゃ、続いて、まちづくり景観課さんのほうから説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

【まちづくり景観課・坂本課長】おはようございます。まちづくり景観課、坂本と申します。私どものほうからは、まちづくり条例施行規則の一部改正についてということで説明させていただきます。

今回の改正は、人口構造の変化、多様な住宅需要に対する供給不足、不動産価格やテナント賃料の高騰、老朽化マンション問題の深刻化といった社会的背景や経済情勢の変化を踏まえ、令和6年3月に制定された逗子市都市計画マスタープランに掲げる「穏やかな暮らしを楽しめる自然豊かな住宅都市」の実現に向け、本規則では、土地利用に係る項目に関し、時代の変化に合わせた見直しを行うものです。

具体的には、現在の戸数制限では容積率を加味されておらず、実態と乖離した厳しい規制となっている共同住宅の戸数制限の見直し、にぎわいの連続性や安全な歩行空間の創出、またカーボンニュートラルの視点を踏まえた駐車場附置義務の見直し、商業地における土地の有効活用の促進を目的とした一定の基準を満たした場合の高さ基準の見直し、築40年以上のマンションが約60%も占める状況を踏まえた老朽マンションの建て替え地の特例要件の見直し、この4項目を予定しております。

これらについては、調査票の附票、審議会のところの項目に、ここのところには書き切れませんでした、令和6年10月……

【石田 晴美委員】ごめんなさい、私も真ん中1個しかないんです。

【牧瀬 稔会長】附票がついていないですね。

【まちづくり景観課・坂本課長】分かりました。

【牧瀬 稔会長】事前にいただいた資料においても附票がなくて、だから、ないのかなと思ったんですけども、なければ、口頭で言ってもらえれば。

【まちづくり景観課・坂本課長】いいですか。

では、私どもの提示したものなのですが、この附票のところには審議会等を行ったときの開催日というところの項目を入れさせていただいています。ここの欄が5つしかないものですから、直近の5回分を記載しました。ただ実際、令和7年4月28日、令和7年同じく8月18日、10月27日、年が明けて8年1月19日といったようなところで日付を入れてありますが、これよりも前のところから令和6年10月の公募市民の方5名が入っているまちづくり審議会課題整理をしたのを最初に、現地視察等も行いながら、今申し上げた4つの項目の整理、また改正方向性等の検討を重ねてまいりました。

【石田 晴美委員】すみません。やはり何もないと頭に入ってこないですし、もし附票……審議会の人数とかもないですし、もしあれでしたら、皆さんにコピーしてもらって配付してからでは駄目ですか。審査ですよ。だから、ちょっと飛ばしていただいて違うところをやって、準備ができたなら……

【市民協働課・栗原課長】こちらで資料を用意させていただくので、ちょっと先にやりましょうか。

【石田 晴美委員】先に、ですから、緑政課の……

【牧瀬 稔会長】一番最後にやってもいいかな、一番最後。

【石田 晴美委員】申し訳ないです。

【まちづくり景観課・坂本課長】説明長くなるので、この続きのところから次は始めさせていただきますね。

【石田 晴美委員】そうですね。

【市民協働課・栗原課長】すみません、失礼いたしました。

【石田 晴美委員】今のところ、資料1という1枚しか入っていないので……

【市民協働課・小野田係長】こちらの多分製本で漏れてしまったところがあったので、ごめんなさい。今、印刷してすぐにお持ちします。

【石田 晴美委員】はい。

【牧瀬 稔会長】じゃ、まちづくり景観課さんを飛ばしまして、緑政課さんのほうから説明いただきたいと思います。

【緑政課・渋谷係長】緑政課です、よろしくお願いします。

市民参加の対象事項の名称としまして、逗子市都市公園条例の改正について（（仮称）小坪2丁目公園整備）です。

内容としまして、（仮称）小坪2丁目公園を都市公園法上の近隣公園として整備し、令和9年

4月の供用開始を予定しております。公園を設置し、開園するに当たり、令和8年度中に逗子市都市公園条例の一部改正を行い、令和9年4月に施行する予定としております。

条例の改正内容としまして、近隣公園を新たに設置することから、条例に近隣公園として追加するものです。また、公園の名称は、令和8年度に入ってから公募する予定になっております。有料駐車場を4か所設置する予定であるため、開場時間や料金を条例で追加するものです。具体的な駐車場の方式や料金体系は、今検討中でございます。

市民参加手続としまして、市民説明会とパブリックコメントを実施予定としております。市民説明会の周知方法、パブリックコメントの周知及び実施方法は、調査書記載のとおりです。

スケジュールも資料のとおりで、10月に市民説明会を行い、11月から12月にかけてパブリックコメントを実施、1月に結果公表の予定としております。

説明は以上になります。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

じゃ、ここから質問に入っていきたいと思います。どうでしょう。

お願いします。

【石田 晴美委員】すみません。土地勘がないので教えてほしいんですけども、この小坪2丁目公園というのは、周りは住宅街。

【緑政課・渋谷係長】はい。亀が丘団地という……

【石田 晴美委員】団地。

この団地だけでも、高齢者が多いって感じ、それとも子育て世帯が多いんですか。

だから、イメージとしては、今の小坪公園、県の今、所有ですよ。

【緑政課・渋谷係長】今はもう市になりました。

【石田 晴美委員】市になって、今は更地。

【緑政課・渋谷係長】そうです、基本的には。

【石田 晴美委員】どんな感じの公園になる感じなんですか。要は、子どもたちが遊べる公園なのか、そうじゃない公園なのか、どんな感じなんですか。

【緑政課・渋谷係長】今のお話でいくとそうではないというところで……

【石田 晴美委員】そうではない、子どもたち遊べない。

【緑政課・渋谷係長】遊べないというか、遊具はないです。

【石田 晴美委員】遊具はない。

【緑政課・渋谷係長】施設としてあるものは、トイレと、あとはもう本当に階段を整備するよ

うなもので、ちょっと平場があるんですけども、平場とそのトイレしかないような。

目的としては防災で……

【石田 晴美委員】防災。

【緑政課・渋谷係長】そうですね。災害時に柔軟に対応できる公園として活用するためにという、それを目的に整備する公園になっています。

【石田 晴美委員】全然土地勘がないので、どれぐらいの広さかも全く分からないんですけども、例えばこの公園のそばには遊具がある公園とかはあるんですか。

【緑政課・渋谷係長】遊具は……

【石田 晴美委員】要は分からないので、市民ニーズが何か、遊具が、物があるとそこに人って集ってくるんですよ。なので、何か今、インクルーシブの遊具とかありますよね。ああいうのを造ってほしいって言ったら造ってくれるのかどうか、あるいは防災を今は一番のメインなんですって言ったら、じゃ、防災倉庫というのは建てるつもりなの。

【緑政課・渋谷係長】今のところは予定はありません。

【石田 晴美委員】ない。

【緑政課・渋谷係長】というのも、すみません、ちょっとあくまでこちら公園の所管なので、それはちょっと防災倉庫を置く、置かないというのは防災安全課のほうに……

【石田 晴美委員】だからその辺も、その辺に住んでいる人が、ほかに近所に防災倉庫がないんだったら、せっかくここ公園を整備するんだったら、防災の備蓄倉庫とか、あと災害時のときに、ふだんはベンチなんだけれども、パカッと開けると防災トイレになったりするものもあるじゃないですか。そういうのもやってほしいなというのを何か聞くというのは大事な。それが、いや、ここは今、緑政課なので、防災課は違いますって言われると、それは建前じゃないですかという気がしなくもないので、そういう意見を聞くっていう、そういう意見を、だから聞くっていうのは大事なと思うと、もっと意見交換会とか、人から意見を聞くときに、もっと子育て世帯の人たちの、この辺に住んでいる人の意見を聞くんだったら市役所というのはどうなのかなとかいろいろ思ったりするんですね。

あるいは、こちらの近隣の防災の設置状況とか公園の設置状況は分からないので、だったらそれはやっぱり自治会とか町内会に出向くとか、何かそういうのが必要なんじゃないのかなと思ったんですけども、それはどうなんですかね。

【市民協働課・栗原課長】よろしいでしょうか。

こちらの公園というものが、経過といたしますか、もともと県が持っていた土地でありまして、

そこに建物が建築される予定だったものが長期間建築をされずに野原になっていたものです、
でいいんですよね。

【緑政課・渋谷係長】そうです。

【市民協働課・栗原課長】その状況のものを、自然豊かなその状況のまま、市としてそのまま使いたい。要は、神奈川県が民間に売却をして家を建てるような計画があった中で、それを今までどおりの状況で住民、皆さんが使いたいというような意見が出てきて、それをそのままの形で継続して行えるように市が購入したようなイメージの公園です。

【石田 晴美委員】それは野原と森と違うんだけど、だから私は分からないんですよ、土地勘がないから。どんな感じなんですか。森なんだったら、じゃ、それはそのままかなという気がしますけれども、草ぼうぼうの野原で、やっぱり治安も悪いから、ちゃんとした公園にするのか、ちょっと……

【緑政課・渋谷係長】前回やっているかもしれない。

【石田 晴美委員】前回やっている。

【市民協働課・栗原課長】現状としては野原です。

【石田 晴美委員】野原。

【市民協働課・栗原課長】非常に眺めがいい高台にあるのでという、そこで犬の散歩をしたりするような憩いの場という形になっております。

【石田 晴美委員】この公園の条例なんだけれども、条例は駐車場を造るから料金等決めるということですよね。でも、この公園にこんな物を造ってとか、あんな物を造ってというのは条例とは関係ないの。

【市民協働課・栗原課長】それはもう終わっている。

【石田 晴美委員】終わっているの。それは終わっているの。

【緑政課・渋谷係長】それはもう終わって、今はもう整備に、今年度と来年度かけて工事に着手しているところですので、もうそのコンセプトについては、もう……

【石田 晴美委員】もう全部終わっている。

【緑政課・渋谷係長】終わっているということです。

【石田 晴美委員】今回は駐車場だから、それのことですね。

【緑政課・渋谷係長】そうですね。その駐車場の料金の追加とか開場時間。あとはそもそも今ちょっと（仮称）小坪2丁目公園なんですけれども、それを条例上に追加するという、基本的にはこの3項目になります。

【石田 晴美委員】分かりました。コンセプトはもう決め済みで意見も聞いているということですね。

【緑政課・渋谷係長】決まっていまして、もう工事も着手しております。

【石田 晴美委員】分かりました。

そのとき、この駐車料金等を決めるのには、近隣には行かなくていいんですか、市役所で十分なんですか、この説明会。

【緑政課・渋谷係長】一応、今のところは全市の説明会を、基本的に近隣というか、駐車場を利用する方は近隣の方よりも市内全体の遠くから来ていただく方のほうが利用が多いかなというところもあって、全市の説明会ということです。

【石田 晴美委員】そのときに、ハイブリッド、オンライン開催というのは難しい感じですか、参加する人いないかもしれないけれども。

【緑政課・渋谷係長】すみません、ちょっと今のところ、そこは考えておりませんでした。

【石田 晴美委員】広く市民の意見を聞くということなので、できれば、市役所であればそれほど、ハイブリッドの機器ももうそろっていると思いますので、ご検討いただけると。

【牧瀬 稔会長】ほかの課はオンライン開催もしていますので、併用でやっていますので、検討してもらえるかなと思います。

【緑政課・渋谷係長】分かりました。ちょっと検討します。

【牧瀬 稔会長】じゃ、こちらはよろしいですか。

どうぞ。

【中野良一副会長】地元の人間として、連絡協議会とかいろいろあると思うんですよね、近隣の、そういうのは全然。もちろんコミュニケーション取られていると思うんですけども、この審議会等、何も懇話会等も書いていないので、この辺は例えば駐車料金の云々とかっていうのはノータッチなんですかね、地元の人間の団体に対しては。

【緑政課・渋谷係長】そうですね。ここは、住民協なんかを含めてちょっと検討していきたいなと考えております。

【中野 良一副会長】検討していかれる。

【緑政課・渋谷係長】はい。

【中野 良一副会長】正直、沼間の人たちがこの案件に関して興味があるとは思えないので、あくまでも小坪の人たちはすごく興味があるんですよ。それに対して、例えば小坪のコミュニティセンターとかでもやるとか、そういった資料を見られるようにするとか、そういった努力

はされたほうがより意見が集まるんじゃないかと思うんですが、市役所でというよりは地元でも、市役所でやるのは当然いいと思うんですけれども、地元でも何かそういった活動をしてもらえればなという気はするんですけれども、どんな感じなんですかね。検討してもらえるんでしょうか。

【緑政課・渋谷係長】そうしましたら、検討はいたします。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

では、適当ということでつけたいんですけれども、地元開催も検討いただくということをお願いできればと思います。

じゃ、以上でこちらおしまいにしたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

【市民協働課・小野田係長】すみません。先ほど資料を追加でお配りさせていただきましたので、まちづくり景観課を再開させていただいてもよろしいでしょうか。

【牧瀬 稔会長】じゃ、お願いします。

では、先ほどの途中から、すみません、お願いできればと思います。

【まちづくり景観課・坂本課長】よろしいですか。

お手元に追加で配らせていただいた資料を見てくださいと言おうとしていたところから始めさせていただきます。

4つの改正項目を検討してきましたというところの報告なんですが、それにつきましては、調査書1の附票、審議会等の項目に書き切れませんでしたというところで続いておりました。

ここの中のところでは、令和7年の会議の日程を書いています、実際には令和6年10月のまちづくり審議会での議題整理を皮切りに、現地視察も行いながら改正項目の検討を重ねてまいりました。来週26日には最終的な取りまとめを行う予定です。

その後のスケジュールについては、添付資料1をご覧ください。分かりますか。

【事務局】これ、あらかじめとじられた資料で、こちらのほうです。

【まちづくり景観課・坂本課長】調査票のところに入れさせていただいておりますスケジュールはこのようなことを予定しており、4月には市民説明会及び説明動画のネット公開、5月にパブリックコメントの実施と結果公表を行い、7月以降の改正を目指すものです。

以上で説明は終わります。

【牧瀬 稔会長】どうもありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご質問等あればいただきたいと思います。

どうぞ、お願いします。

【石田 晴美委員】今、新しくいただいた資料に逗子市まちづくり審議会というのがあったんですけども、そのメンバー表というのはどこに、ほかのところに入っているんですか。

【まちづくり景観課・坂本課長】ここのところの表のところまでしか調査票というのは……

【石田 晴美委員】では、次回以降っていうんですか、あるいは事務局のほうでももらった資料のところに審議会等がある場合には、そのメンバーと、先ほどもメンバーの人数が違っていたりとかもありましたので、それはご留意いただきたいというふうによろしくをお願いします。

【事務局】失礼いたしました。

【石田 晴美委員】そうすると、そのときにこのまちづくり審議会は9人ですが、もう終わった開催日のものもありますが、出席率ってどんな感じなんですか。

【まちづくり景観課・坂本課長】ほぼ100%です。

【石田 晴美委員】ほぼ100%。対面で大丈夫なんですね。では、オンライン併用は考える必要ないということですか。

【まちづくり景観課・坂本課長】ご希望があれば……

【石田 晴美委員】ご希望があれば。

【まちづくり景観課・坂本課長】やはり体調不良だとか、ちょっとここまでとか、お仕事の都合でということで、過去にはオンラインで入っていただいてハイブリッドみたいなこともありました。

【石田 晴美委員】なるほど。都合が合わないときには、じゃ、オンラインでということも……

【まちづくり景観課・坂本課長】ですので100%近いというお答えができて、たびたびこの今、調査票の中のところに記入する5回のところは皆さん、ご出席をいただいているということです。

【石田 晴美委員】承知しました。

あとこの説明会ですかね、説明会は、4月18日は対面だけれども、動画を流すということですか、オンライン……

【まちづくり景観課・坂本課長】説明会のとき。説明会はその場にお越しいただかなければなりませんので、その場にお越しいただけない方のために、説明会で使う説明をするための動画を作ったんです、AIがすごく便利で。それを少なくともパブリックコメントを受け付けるまでの期間はネット上に公開をして、わざわざその日来なくても、変な話ですけども、時間、

場所を越えて私たちの改正したいという趣旨を見ていただける、説明を聞いていただける場にしたいと思っています。

【石田 晴美委員】 こういう意見交換会のリアルのときにフロアから意見というのはあまり出てこないんですかね。

【まちづくり景観課・坂本課長】 確かにこういうご意見というか、こういう考え方、もしくは言っていることに対する質問とかはあります。ただ、そこで確かに受け止めはしますけれども、もう一度だけパブリックコメントでもそのご意見を流してくださいねというお願いはしている。じゃないと、ほかの方にやっぱり、いらっしゃらない方には伝わらない、その場にいた方はそれを理解できますけれども、その場にいない方も当然いらっしゃることを前提にして広くお伝えしたいので、そういうお願いはしているところです。ただ、その場で答えられるものは答えたりですとか、やはりちょっとこういうところが違うかなと思うものは受け止めていきたいと思っています。

【石田 晴美委員】 ですから、伺いたいことは、4月18日、動画を作って流すというのはとてもいいことなんですけれども、実際のリアルのときにはハイブリッドはそこまではやらなくてもいい感じですか。

【まちづくり景観課・坂本課長】 そうですね、そこまではちょっと考えてはいないところです。やはりご来場の方の個人情報というのもあるので。

【石田 晴美委員】 そういう、どういうものですか。ハイブリッドでもいいような気はしなくもないですけども、分かりました。承知しました。

【牧瀬 稔会長】 ほかにどうでしょう。

【中野 良一副会長】 前半の説明で4項目ぐらい、何か絞ったのを意見聞きたいという感じだったと思うんですけども、パブリックコメントとか、その前の動画を見るための誘導というか、そのためにまちづくり条例規則の改正についてというのに加えて、特にこういうポイントについてということがあれば、何か市内の交通の何とかかんとかってさっきおっしゃられましたかね、4項目の中の一つに。

【まちづくり景観課・坂本課長】 そうですね、具体的には共同住宅、要はマンションだとか、そういったものの戸数制限の見直し、それからもう一つは、そのマンションで今、駐車場の附置条件が今まで100%だったんですけども、最近車を運転しなかったり、カーボンニュートラルだとか、歩きやすいまちづくりということから駐車場を少し緩和しましょうか、もしくはもう設置しなくてもいいですとか、それからあとは、周りに広い空地を設けたときには少し高さ

を緩めてあげてもいいかなという。あとは老朽化してしまったマンションの建て替えを促進させようとしたときに、やはりもう一層高く、もう1階高くしてあげることによって、そこを販売することによって建て替えの促進につながっていくといったような4つの項目を考えています。当然、こういったようなところを変えますよというのは、今さっきも先生のほうからご指摘あったように、市民の皆さんに対しては会議でこの項目は検討してきましたので、こういったたき台に入りますよということでパブリックコメントをやります。このときには当然、市の広報、それから市内の掲示版、私どものホームページ、そういったところで4月18日にやりますよ、お越しになれなければ動画をご覧くださいませよ。その場で今、先生おっしゃられたけれども、ご意見もし出せなければ、パブリックコメントがこの機会にあるので、お考えがもしありましたらお受けしますといったような周知をする予定であります。

【中野 良一副会長】分かりました。とても楽しみにしています。

【まちづくり景観課・坂本課長】ぜひご覧になってください。

【中野 良一副会長】お願いします。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

では、こちらも適当ということで進めていきたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【まちづくり景観課・坂本課長】分割してしまいまして申し訳ありません。ありがとうございます。またお時間があれば、ぜひ動画を見ていただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【牧瀬 稔会長】では、続きまして、今度は8番ですね。事前に頂いた資料だと、8番のところに都市整備課が入っているんですけども。

【事務局】事前からちょっとスケジュールを。今、机上にお配りしたのが……

【牧瀬 稔会長】そうですか。はい、分かりました。

じゃ、8番、消防総務課さんですね。1個ずつやっていきますので、よろしくお願いします。

じゃ、どうぞ。説明のほうよろしくお願いします。

【消防総務課・鈴木係長】それでは、1つ目の小坪分署についてご説明いたします。

市民参加の対象事項の名称としましては、逗子市消防署小坪分署及び逗子市消防団第7分団移転計画としております。こちらについてご説明いたします。

市民参加の対象事項、区分としましては、第4号に該当いたします。

当該事業の主な対象者としましては、市民、我々消防職員、あとは消防団小坪地区を管轄しております第7分団の消防団員となります。

事業概要につきましては、調査書1のとおり、逗子市消防署小坪分署及び逗子市消防団第7分団詰所が津波・浸水想定区域内に存在しているため、5か年計画で移転を行い、防災拠点として機能を強化するために計画するものです。

これに伴う市民参加の方法としましては、現在、パブリックコメント及び地域の方への説明会を考えております。

この市民参加の方法を選択した理由といたしましては、消防署の小坪分署と第7分団詰所、またもう一つ小坪会館という市民が使う施設、こちらが併設されております。消防署と消防団詰所が移転することで、この会館機能というのがなくなるため、会館を利用されていた方、また周辺の市民の方々への理解を求めるために行うものです。

市民参加の方法やパブリックコメントの方法につきましては、附票をご覧くださいと思います。

市民説明会につきましては、現時点で6月と考えております。パブリックコメントにつきましては、9月から10月を想定しているところです。

簡単ではありますが、消防総務課から説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

お願いします。

【石田 晴美委員】これはかなり、今まで利用できていた会館がなくなってしまうので、近隣住民の方には影響があるということですね。そうすると、影響があるのは小坪会館に来られる人ですか。ほかには大丈夫、いないですか。小坪会館で1回やれば大丈夫なんですか。

【消防総務課・鈴木係長】現時点ではそこで賄えると考えております。

こちらの代替案として小坪のコミュニティセンター、こちらでそのカバーといいますか、代替ができるかどうかというところで説明をしていきたいと考えております。

【石田 晴美委員】内容はですね。

今の利用している人ってどんな人が多いんですか。

【消防総務課・鈴木係長】地域の方のお年寄りの方が集まってカラオケ大会をしたりとか、そういう場を持っているみたいですね。

【石田 晴美委員】じゃ、小坪会館で実施するのは、曜日とか時間帯はいつぐらいをお考えですか。

【消防総務課・鈴木係長】日中が多いですね。

【石田 晴美委員】日中ですよ。そうすると対面ですよ。あまりオンラインは使えない感じですよ。

【牧瀬 稔会長】対面考えているでは考えていない。

【消防総務課・鈴木係長】庁舎を建て壊すかどうかというのも、まだ検討していく形なんですね。

【石田 晴美委員】でも、今はまだ使えている感じなんですか。

【消防総務課・鈴木係長】使えています。

【石田 晴美委員】じゃ、使えているところでやったら駄目なんですか。使えているところが小坪会館、そうじゃないですよ。

【消防総務課・鈴木係長】消防署と会館が1つの建物の中に入っているんですね。我々が移転した場合に、その建物をそのまま存続させて会館機能を残したままで継続していくのか、ちょうどその小坪の海浜地区の開発も入っていますので、その担当部署とも調整をしながら、もし壊してしまうというのであれば、先ほど申したとおり、代替案を出しておきましようかというところだと。

【石田 晴美委員】そのときの意見を聞くのは、小坪会館というのは、これから壊すところ。

【消防総務課・鈴木係長】そうですね。

【石田 晴美委員】だからここで大丈夫ということですね。

【消防総務課・鈴木係長】はい。

【石田 晴美委員】承知しました。ありがとうございます。

【牧瀬 稔会長】どうでしょうか。

どうぞ。

【中野 良一副会長】小坪の人間として、会館がなくなるということもさることながら、消防計画、あの小坪の入り組んだところでもし火災が発生したら大変だと常々思っているんですけども、それに消防署がどこかに移転してしまうとなると非常に不安が住民に生じるんじゃないかと思うんですが、そこら辺について丁寧な説明が必要じゃないかなと思いますし、意見の募集も必要じゃないかなと思うので、コミュセンも含めて、地元に対してもう少しケアしてもらえたらと思います。

【消防総務課・鈴木係長】分かりました。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

じゃ、こちらは適当でよろしいですか。手続はされていますので、そのとおり進めていきたいと思います。地元のケアはお願いできればなと思います。

では、続きましてもう1点ですね、お願いします。

【消防総務課・鈴木係長】もう一つが、逗子市消防署北分署及び逗子市消防団第5分団詰所の建て替え計画、こちら変更になります。

当初、北分署及び第5分団詰所の整備について、実施していきますということで説明をさせていただいておりました。実際、昨年8月、9月に各地区の住民自治協議会にて説明を行い、また、11月にこの建て替えに係る市民説明会を開催、昨年2月、こちらにパブリックコメントも実施してきた経緯がありますが、現在行っている実施設計の成果物として出てきた概算工事費がこちらが想定していた額をはるかに上回るということが判明しました。こちら、物価高騰の影響がかなり大きいものと思っております。

こちらについて検討していきまして、先ほど説明させていただきました小坪分署と第7分団の移転がまず先ではないかということで計画変更をさせていただきました。こちらの北分署と第5分団詰所の建て替えの時期については、現在未定であります。まずは小坪分署の移転が終わりましたら、市の財政事情ですとか物価の状況を鑑みて計画をしていきたいなというところで現在延期という扱いにしております。

このことに伴いまして、当初、市民に対して説明しておりました内容が変更となることから、改めて市民説明会及びパブリックコメントを含めた意見募集、説明をしていきたいなと考えているところです。

簡単ですが、説明は以上になります。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

じゃ、こちらにつきまして、ご意見等いただきたいと思います。どうでしょうか。

お願いします。

【石田 晴美委員】今のご説明だと、建て替えは非常に財政が逼迫している中、賄えないぐらい高額になってしまったので、時期未定で延期をしますということをご理解いただくためにする市民意見聴取なんですよ。その場合、パブリックコメントって要りますか。

【消防総務課・鈴木係長】ちょっとその辺もどうなのかなと思ひまして。

【石田 晴美委員】なくても、だってもうこれは十分にパブリックコメントもいただいて、こうしますよと言ったんだけど、設計とか、いろいろとやったら、もうこの物価高騰の折、ちょっと今年はできないということになったので、すみません、ごめんなさい、皆さんから意

見聞いたんだけど、ちょっと時期未定で延期ですっていうお知らせですよ。だったらパブリックコメントで何か聞いても何か出てくるとは思えないし、個人的にですよ、私はしなくていいかなと思いました。

【牧瀬 稔会長】パブリックコメントは必須なんでしたっけ。

【市民協働課・小野田係長】ここが微妙なところでして、我々の市民参加条例に関していえば、パブリックコメントはやる必要があると捉えられます。

ただ、今、石田先生がおっしゃるとおり、条例上はやるべき形になっておりますが、当然いろんな事情がございますので、そこで各所管が改めてやらないという判断もあると思います。

【石田 晴美委員】審議会が認めればいいんですか。これもう既にやったし、パブリックコメントって結構何だかんだと労力がかかりますよね。皆さんのお仕事、負担が増えてしまうんだったら、やらなくてもいいと思いますけれども。

【牧瀬 稔会長】そういう運用は可能なんですか、もうやらなくていいんじゃないかという。

【市民協働課・小野田係長】それはもう皆さんのご意見でいただきたい。

【牧瀬 稔会長】やったといってもあれですよ、延期は反対だみたいな意見が……やったださいってなっちゃいますからね、多分は。やらなくていいかなと私も聞いていて思いましたけれども……

【市民協働課・小野田係長】じゃ、そのような形で。

【牧瀬 稔会長】そうですね。

では、パブリックコメントはやらない状態で、説明会のほうはしっかりやっていただくということになるかなという気がします。

【石田 晴美委員】そうですね。

あと、広報もされるんですよ、こういう事情でできません、時期未定で延期ですというのをきちんと広報でお書きになるのであればいいかなと、仕方ないですよ。

【牧瀬 稔会長】こちらどうでしょう。

じゃ、パブリックコメント除いた状態で適当ということで進めていきたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

じゃ、続きまして10番目ですね、都市整備課さんのほうから説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

【都市整備課・津田課長】都市整備課長の津田です。

【都市整備課・廣瀬主事】担当の廣瀬です。よろしくお願いします。

私のほうで簡単にご説明をさせていただきます。

今回の市民参加の対象事項としまして、まず、名称が市営住宅条例の改正となります。今回の対象事項としましては、2号に該当いたします。

こちらの市営住宅条例の一部改正の概要につきましてご説明いたします。

小坪滝ヶ谷第三住宅の使用廃止後の跡地を、先ほど消防のほうでご説明いたしました小坪分署の建て替えで土地を利用するため市営住宅条例から小坪滝ヶ谷第三住宅を削除するために条例の一部改正を行うものとなります。

パブリックコメントや市民説明会等の市民参加につきましては、消防と共に行う予定となっております。時期につきましては、消防と同じとなりますが、6月に市民説明会を行う予定です。パブリックコメントは9月から10月の間に行う予定であります。

以上となります。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきまして、ご質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

どうぞ。

【石田 晴美委員】じゃ、すみません、教えていただきたいんですけども、先ほどの消防団第7分団の詰所をこちらの小坪滝ヶ谷第三住宅の跡地に利用するように条例を改正するんですよね。

【都市整備課・廣瀬主事】小坪分署の……

【石田 晴美委員】市営住宅の名称に小坪滝ヶ谷第三住宅がなくなるっていう条例改正なんですか。もう廃止は決まっているんですよね。

【都市整備課・廣瀬主事】一応、条例の中に小坪滝ヶ谷第三住宅という住宅の名称が載ってしまっている……

【石田 晴美委員】だからそれを取るんですよね。

廃止するということについては、もう十分パブリックコメントとか市民の方への説明とかつてされているんですよね。もう既に終わっているんですよね、それは。

【都市整備課・津田課長】小坪滝ヶ谷住宅は、昭和47年の建造物で築53年です。令和2年の長寿命化の策定業務の中に耐震の関係の問題とか老朽化が著しいということがありまして、この先建て替えが望ましいと、建て替えじゃないと安全に施せないということを受けまして、当時住んでいました住民の方からいろいろと説明を申し上げまして、各市内の市営住宅に移転をいただいております。そこが終わったのが令和6年度末になりますね。よって、方針的には

計画空き家になっている状態で、建物そのものは残っている状態です。

そこから先に、当方の財政の状況になりますけれども、市営住宅として残しておかないと市営住宅の除却処分という事業費の補助金がもらえないというのが一つあります。もう一つは、移転先のものが何になるかによって、その補助金が使える可能性があるんですけども、計画的には、消防の小坪分署を建てようとしたときに、消防の小坪分署を建てる国からの補助金、それを使うときに今の建物の除却処分をする。それと、住宅のほうがいいか、移転先の補助金がいいかという財源を比べた上で除却をするということで、一応市営住宅としての用途は残したまま、どちらの財源がいいかというところに残している状況ですので、今回、一緒になって小坪分署移転の市民参加の процедуруをした上で住民さんのご意見を伺って、この場所は小坪分署の移転で望ましいということになりましたら、市営住宅の条例から外して小坪分署の財源を充当するというような運びになっております。

【石田 晴美委員】 ごめんなさい、もう一回、ちょっと理解が。

もうこれは小坪滝ヶ谷第三住宅自体はもう廃止になっていますよと。今回のパブリックコメントというのは、ここに消防団が来てもいいですかなんですか。それとも、ただ名前をもう計画空き家だから、小坪滝ヶ谷第三住宅というのを市営住宅条例から名前を外すだけなんですか、どっちなんですか。

【都市整備課・津田課長】 そっちです。

【石田 晴美委員】 そっち、名前を外すだけ。だったら、パブリックコメント要りますかっていう話じゃないですか。

【市民協働課・小野田係長】 石田さんのおっしゃるとおりで、一応これ、先ほどと同じ形なんですけど、これも条例改正のところになってしまっていて、当然、うちの市民参加条例上はやるべきになってしまっているところ。

ただ、今、石田先生おっしゃったとおり、先ほどもものと同じでございます。この会の中で必要ないという話であれば、やらなくてもいい。

【石田 晴美委員】 というか、まず廃止に至るときには十分な意見を聞いて、それから住まわれているご利用者の方にもご説明、ご納得いただいて移っていただいているわけですよね。実際にもう空き家になって廃止になっているんだったら、ここでまたパブリックコメントする必要あるのかなっていう。確かに条例上、この市民参加条例でやらなきゃいけない条例改正っていうことでも、やっぱり実質決まっているからやりましょうよじゃ、それは言葉が大変恐縮ですが、お役所仕事になると思いますので、もうやらなくていいなら、やらなくていいと思いま

すけれども、私は。

【牧瀬 稔会長】説明会も必要ないかなという気がしますけれどもね。まず質問はこないんじゃないかなっていう……

【石田 晴美委員】というか、やること自体が何か無駄みたいな気がしますよね。

【牧瀬 稔会長】場合によっては、今回のこういう軽微なものについては外すっていうこともやってもいいかなという気はしますけれども。

【石田 晴美委員】逆にこっちの条例を変えたほうがいいかもしれないってことですね。

【牧瀬 稔会長】そうですね、場合によっては。

【市民協働課・小野田係長】こちらのほう、ガイドラインも含めて、事務局のほうでそこは精査します。

【石田 晴美委員】パブリックコメントも結構大変だと思うんですよね。やらなくていいならやらなくて、やるんだったらちゃんと意見をたくさん聞くような意味のあるパブリックコメントをやってほしいけれども、意味のないのは、これはもう完璧に形式的だと思います。

【牧瀬 稔会長】担当課はやりたいと思っているかもしれないけれども、パブコメやりたいという、もしかしたらという。

どうでしょう。パブコメは必要ないと思うので、説明会はどうでしょう。

【石田 晴美委員】説明会はどうでしょう。それはもう知っていることなんですか、分署の。それは、今度はここじゃなくて、さっきの分団のほうの話ですよね。

【都市整備課・津田課長】そうですね。用途的に小坪分署になるのが望ましいかどうかの……

【石田 晴美委員】それはあっちでやるのであれば、こっちではやらなくていいんじゃないですか。

【牧瀬 稔会長】そうですね、あまり意味がないかな、聞いていて。来てもらって申し訳ないんですけども。

【石田 晴美委員】そうですね、両方やらなくていいですよ。

【牧瀬 稔会長】じゃ、どうしましょう。こちらの審議会の判断としては、この10を外すか外さないかという、今回の審議の中でですね。

【石田 晴美委員】私は外していいと思います。

【牧瀬 稔会長】私も外していいかなと、話聞いたらば、名称変更だけですもんね。

酒井委員、どうでしょう、やらなくていいですかね。

【酒井 一豊委員】要らないと思います。

【牧瀬 稔会長】そうですね、何となくそんな感じがするんですけども。

森田委員、どうでしょう。

【森田 房江委員】いいと思います。

【牧瀬 稔会長】では、ちょっと作ってもらって恐縮なんですけれども、今回は外すということとでこちらは進めていきたいと思います。

事務局、それでよろしいですね。

じゃ、それで行きたいと思います。ありがとうございました。

では、続いて消防予防課さんのほうですね。今度は、令和7年度、緊急を要することを理由に市民参加の検討をしなかった対象事項の評価になります。

では、説明のほうよろしくお願いいたします。

【消防予防課・池ヶ谷係長】消防予防課のほうで説明をさせていただきます。

このたび市民参加の対象事項となりますのは、逗子市火災予防条例の一部改正、逗子市消防法施行取扱規則の一部改正、最後に逗子市火災予防条例施行規則の一部改正になります。

市民参加の対象事項の区分としましては、(2)番の市民に権利を与え、また義務を課し、もしくは市民の権利を制限する条例、その他市民生活に重大な影響を与える条例の制定及び改廃となっております。こちらの当該事業の主な対象者は市民となっております。

事業の概要の説明をさせていただきます。

1番目に、林野火災の予防を目的とするため、林野火災注意報の発令基準を定め、発令した場合は、指定した区域内での火の使用制限の努力義務を課することとしました。

2番目に、従来から消防法に規定されております火災に関する警報につきましては、市内全域に対する火の使用制限及び罰則が定められております。今回の改正では、火災に関する警報を林野火災の予防を目的とし発令する場合、対象区域を指定し発令できることとしたため、発令基準及び区域の指定について規定をしております。

最後に、火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為を行う際には届出が義務づけられておりますが、この行為にたき火が含まれることを明確にしております。届出によりたき火の実施を把握し、消火準備等の火災予防指導を行うことを目的としております。

市民参加の対象事項としないもの、こちらの理由としましては、令和7年9月1日付通知により、国から林野火災の危険性が高まる時期に間に合うよう、令和8年1月1日の施行期日に努めることとの依頼がありました。隣接する横須賀市、鎌倉市及び葉山町と発令基準及び対象区域等の指定について調整を図らせていただき、時間を要し、施行期日を1月1日とすること

としたことから、期間が短く、市民参加に諮ることができなかったものです。

隣接する関係市町につきましては、林野ですので、やはり横須賀市、鎌倉市、葉山町、山はつながっておりまして、そちらのほうの調整をさせていただいたという内容になっております。

説明は以上になります。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

ちょっと私が聞くのも変なんですけれども、事務局に質問なんですけれども、こちらの評価については、審査しなかったのよかったですよという評価なのか、あるいは審査はしなかったんだけど手続はしっかりやっていますよという評価なのか、どっちの評価なんですかね、私が聞くのも変なんですけれども。緊急だったので、審査しなかったの、それはそれでオーケーですよということをここで決めるのか、あるいは、申請しなかったんだけど中身はしっかりやっていますよという、どっちなんですかね。

【市民協働課・小野田係長】基本は前者ですね。緊急で実施し、パブリックコメントができなかったといった理由を今回出していただいているので、それを皆様に諮っていただく形になります。

【牧瀬 稔会長】じゃ、緊急でできなかったことについての妥当性の評価という……いや、どっちなのかなって、聞いていて、私が聞くのも変なんですけれども。妥当性の評価ではなくて、やはり市民参加はどうだったのかっていう。別にパブコメはしていないんですけど。

【消防予防課・池ヶ谷】時期的にこれはできなかったの。

【石田 晴美委員】ちょっと質問いいですか。

まず、緊急でできなかった、これは仕方がない。だけれども、できなかったけれども、決まった後にこうなりましたっていう周知というのはもうすごくしていらっしゃるんですか。

【消防予防課・池ヶ谷係長】

ホームページですとか、そういったネット回線ですね、こういったものの事前の周知と、あと該当になる方というのが、実際にたき火を行っている行為者の方ですとか、それに類似するような行為のものがある場合には、事前にうちのほうはもともと掌握している案件が多かったものですので、現場に出向して、現地でこのような改正が行われ、手続について直接説明に行かせていただいているところです。

【石田 晴美委員】それでしたら、それも書いてもらえると、市民参加は広くはできなかったけれども、急いでいたから、やったけれども、終わった後にきちんと当該関係者の方には個別に丁寧に対応を行ったって書いてあると、あ、それはいいですよというふうになるかなと。

【市民協働課・小野田係長】こちらのほうの調査書なんですけれども、少し枠のところが分かりづらい部分があると思いますので、今、石田委員がおっしゃったような形で少し修正させていただきます。

【石田 晴美委員】そうですね、何か代替的な手段は何かしたのかとか、あるいは後にどういうことをしたのかという。

【市民協働課・小野田係長】そちらは事務局のほうで対応させていただきます。

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

お願いします。

【中野 良一副会長】市内の山の中に住んでいる人間として、もっといろんな、この前も葉山で何か火災がありましたけれども、火災に対して非常に敏感になっているので、山の中でもいろいろたばこの吸い殻とか、要は事業者がキャンプをやられて火を使われるとか、そういうところには行ったかと思うんですけれども、一般の遊びに来られる方に対しての周知徹底ももっとお願いするような方向はないのかなと。

【消防予防課・池ヶ谷係長】今現在、山林のほうに立て看板とかを立てていまして、ハイキングコースの出入口のところに、今、警報が出ていますよ、注意報が出ていますよとかいう周知の看板もつけさせていただいたところなんです、そういったところで、あと広報宣伝、消防車等で山際の広報宣伝を行ったりとか実施しているところでございます。

【中野 良一副会長】 林とかもどんどん経年劣化というか、見直してくれないと古くなっちゃうので、見直しが皆さんにちゃんとアピールできるようにメンテナンスをお願いしたいと思います。

【消防予防課・池ヶ谷係長】 はい、分かりました。

【牧瀬 稔会長】 どうでしょうか。事前審査はしていませんけれども、しっかり対象者に対して個別対応していますので、市民参加していますので、こちらは適当でよろしいですね。

じゃ、適当で進めていきたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【消防予防課・池ヶ谷係長】 ありがとうございます。

【牧瀬 稔会長】 大分待たせてしまいましたけれども、最後になります。国保健康課さんのほうから説明がお願いできればと思います。

【国保健康課・小上馬課長】 よろしく願いいたします。

市民参加の対象事項の名称は、逗子市国民健康保険条例の一部改正となります。

こちらの条例改正概要としましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行

に伴いまして、令和8年度から子ども・子育て支援納付金を国民健康保険料と合わせて徴収をするというものの条例改正という内容になります。

当初、この条例改正については、今お話しさせていただいたとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づいた改正ということで、逗子市市民参加条例第7条第2項第2号の法令等に定められているものに基づく手続ということで、市民参加条例の実施の手続は実施しないものと想定をしていたところなんです、令和7年10月に改正内容が国から示されて、その内容を見ますと、市に裁量があることが分かりました。ですので、その裁量がある部分というのは市民参加をしてご意見をいただくべきものと判断いたしまして、当初予定はしていなかったんですが、市民参加の手続をしたという報告になります。

具体的な市民参加の方法なんですが、パブリックコメントと審議会のほうに諮っております。パブリックコメントは、附票のほうで記載させていただいています令和7年12月1日から、年をまたぎまして令和8年1月9日まで行いました。実施場所は記載のとおりとなっております。その結果、2件、お一人の方から意見を頂戴したという形になっております。

3のほうで国民健康保険事業運営協議会、こちらのほうに諮問答申という形で諮りまして、こちらについては、諮問答申書については資料で添付をさせていただいております。

説明としては以上になります。

【牧瀬 稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、ご質問等いただきたいと思います。どうでしょうか。

お願いします。

【石田 晴美委員】11月12日に審議会を実施されて、出席率というのはどのくらいだったんですか。

【国保健康課・小上馬課長】10名中7名の出席をいただいておりますので、出席率70%です。

【石田 晴美委員】半数を超えれば会議体自体は成立だと思うんですけども、審査のときにはこうやりますというのでいいと思うんですけども、終わった後の評価のときには、実際に出席率がどのくらいだったのか。例えば60%だったら、えー、じゃ、それはオンラインもやっぱりやったほうがよかったんじゃないですかというふうになると思いますので、事務局側に、評価のときには、審議会が出たら開催方法だけでなく、実際の具体の出席率みたいなものも書き込めるような表にいただけるとありがたいかな。逆に、そういうふうになっていると、書かなきゃいけないんだから参加率上げなきゃいけないので、オンラインも併用しようかというふうに促すことにもなると思いますので、よろしくお願いします。

【市民協働課・小野田係長】書式に関してはまた……

【牧瀬 稔会長】ほかにどうでしょうか。

こちらよろしいですか。

じゃ、適当で行きたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【牧瀬 稔会長】時間オーバーしちゃいましたけれども、まず、審査評価表の確認なんですが、一応全て適当ということにして、適当なんですけれども、例えば7番の緑政課さんに関して言うと、地元の説明会、意見交換会も検討していただきたいという、そういうご意見がありました、それをつけてもらおうと。あとは9番については、パブリックコメントはやらないと、ただ説明会はしっかりお願いしたいということを付記してもらおうということと……

【石田 晴美委員】何番ですか。

【牧瀬 稔会長】9番、違いましたっけ。

【石田 晴美委員】9番、そうですね、パブリックコメントは必要ない。

【牧瀬 稔会長】10番は、そもそもが外すということですね、外すということにしてもらおうということですかね。

ほかに何かございますか。

【石田 晴美委員】5番のところは、アンケートの実施後だったので、実施前に審査ができるよう、今後審査スケジュールを事務局としてというんですか、全庁的にする前に言ってもらえないと、やってももう、え、それはどうなのってなっちゃうので、それを見直してほしいというのと、それから最初の1番のところは、せっかく公共施設等なので、実際に利用されている方が多いので、閲覧場所を公共施設に実際に置かれるということでしたら、ちょっと工夫してほしいなということをお願いしたいのと、あと全体を通して、女性の審議会等の人数を書くことになったので、書いて終わりじゃなくて、市の目標は何%ですかってパッと答えられないと困るんですよね。それについて下回っている、上回っているというふうに、達成しているということが分かるように周知していただいて、なるべく40%超えるようにご努力いただきたいということ。達成しているところもあるんですけども、達成していないところもありますので。あとは、さっきの11と12の書式の見直しについてちょっとご検討いただきたいということです。

以上です。

【牧瀬 稔会長】どうぞ。

【市民協働課・栗原課長】ただいまの男女比に関しましては、男女平等参画係で調査を実施しており、それを目標値に近づけるべく案内はしているところでございますので、そこも力を入

れてなるべく達成するようにということで考えていきたいと思っております。

【牧瀬 稔会長】ほかどうでしょう、委員の先生方で。

じゃ、ちょっと私のほうで、全庁的にというか、個別対応じゃないとき、今、先生がおっしゃったアンケートは審査の前ということと、あとは女性が40%ということと、あと副会長おっしゃっていましたけれども、分かりやすい言葉で周知してもらいたいという、地域福祉といってもいろんな概念がありますので、市民の方に分かりやすい言葉で周知をしていただきたいということと、あとは、ちょっとこれは私の個人的な見解ですけども、何となく2つやればいいみたいな目安になっていますので、市民参加手続、最低限やればいいってなっちゃっていますので、最低限ですので、プラスアルファは全然問題ありませんので、そこをちょっと改めて書いていただきたいのと、大分マンネリしちゃっていますので、最低限やればいいやって目安になっちゃっていますから、それと、あとはこれは意見交換したいんですけども、オンラインを入れない場合は、入れない場合の合理的な理由というものも用意してもらいたいなという。もうオンライン前提だと思うんですね、基本的には、もうこれからの時代というのは対面とオンラインが。入っていないところでは、入っていないところを入れなかった合理的な理由ですよ、さっき消防なんかそうでしたもんね、日中でとか、いろいろ言っていましたからね、そういう人は用意していただきたいという。入れる必要はないと思うんですけども、入れなかった場合、その合理的理由なんかもしっかり用意していただきたいなと思いますということもちょっと全庁的に周知してもらえればなと思います。

— 了 —